

第十七回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和二十八年十一月四日(水曜日)午前十一時開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 上原 正吉君  
竹下 豊次君

委員

白波瀨米吉君  
非野 碩哉君  
成瀬 橋治君  
松原 一彦君  
野木 品吉君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君

行政管理庁 岡部 史郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君  
会専門員 藤田 友作君  
会専門員 藤田 友作君

説明員

行政審議 村瀬 直養君  
会会長 水野 岑君  
建設大臣官 房文書課長

本日の會議に付した事件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○行政機構の整備等に関する調査の件(行政審議会の答申に関する件)

○恩給金庫復活に関する請願(第一六五号)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回は引續いて御質疑のあるかたは御質問をお願いいたします。――それでは質疑に先立つて、前回資料の提出を要求してありますので、政務次官からその資料に対する説明をお願いします。

○政府委員(南好雄君) 前回の委員会におきまして、この海岸堤防によるいわゆる受益面積を御質問になつたのでござりますが、お手許にそれに関する資料を差上げてまして、総計約三万三千町歩の受益面積になつております。

○成瀬橋治君 参考資料として頂きましたこの一にありますが、海岸延長のキロ数でござりますが、愛知が一一・五・四キロ、三重県が九五・五、それから静岡八〇〇と、こう出ておりますが、これは決潰箇所総延長キロ数か、或いは福井と書いてありますが、これは福江の誤りだと思ひますが、福江海岸とか田原海岸とか、或る程度ちよいと刻んだそのトータルであるのか。そこを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(水野岑君) お答え申し上げます。これは合風十三号によりまして決潰した箇所のみならず、改良工事を併せてやる必要がある海岸、そういうものも含めた海岸の総延長でござります。ただお断わり申上げたいと思ひますが、静岡県におきましては、極く一部の海岸をやるといふふうにご考慮しております。

○成瀬橋治君 大変急を押すようでお祈りしますが、そういたしますと、これは決潰箇所全部入つておる、こういうふうにご承してよろしいと思ひますか。

○説明員(水野岑君) 結構でございます。成瀬橋治君 それからこの災害のほうの立法関係で申しますと、昭和二十九年年度までにやれというように大体立法が進んでおると思ひます。そこで、建設省でこういうものを作つておやりになるわけですが、大体その立法趣旨に副つて工事の立案計画を進められてゆくのか。その辺を一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。昨日、衆議院におきましては、この海岸堤防の復旧に関する特別法が、政府提案が議院によつて修正をせられたのが本會議を通過いたしました。それにありますと、二十九年年度までに復旧に努めなければならぬ、こゝろ文章になつております。勿論建設省といたしまして、法律が衆議院を通過いたしました成立いたしますならば、その趣旨に努力いたしますつもりでございますが、本年と来年と二カ年計画で前々から計画を進めております。従つて恐らくはほそいうように参ると思ひますが、お手許に出してあります予算関係その他から申しますと、二年で完全に行くと思ひます。大抵はちよつと言ひ切れぬと思ひます。大体三年くらいかかるのじやないかと考へております。無理をいたしましては、いけませんので、本當の見通しといたしましては大体三年で行く、そういう

ような計画で、三年と申しまして、本年はもうあと六カ月しかござりませぬし、のみならず冬季のことでもござりますので、どういたしましてござります。二年で、二十九年年度までに完全にこれを施工してしまふということは、ちよつと私は技術的にも無理じやないか。やはり三十年までにこれをやるといふ計画で一応進めておるような次第でございます。

○成瀬橋治君 予算関係で資金的に非常にむずかしいという点、水害対策特別委員会のほうでも私たちが折衝においても非常に困難であるやに聞いておるわけですが、一つ私は、あの法に、ああいう文句、二十九年年度というものが入れられる趣旨というものは、ああいうことを諷つて頂かなければ人心が安定しないというのも一つの大きな狙いだと思ひます。私も、やはり工事のほうもそれに合せて進めなくちゃならないと思ひます。私、建設省として大蔵省と資金関係において今後大いに一つ努力して、速かにできるように、特別な御努力をお願いしたいと思ひます。

それから次に、あの欠損しまして浸水、冠水してしまつたあの辺の農家の人たちは、勿論備えもなければ一銭の収入もないといつたようなやつな収入です。ですから、失業対策といつてはいけません。失業者が、そういうつたようなものを考へて、相当数、人夫のようなやつで、失業して、いような人たちは大体仕事があるように

なるのでしようか、どうでしようか。○政府委員(南好雄君) 先ほどの御注意もござりましたし、その点につきましても十分に考へておるつもりでございます。前回は、松本委員からも、成るべく現地における罹災民の現金収入の点も考へて、十分に工事の施行について建設省としても万全の措置をするようにという御注意がございました。前々からこういう生活のものを断たれておるような大きな罹災でござりますから、私たちがいたしましても、諸員にいたしましても、人夫その他はできるだけ現地の人を使用するように、諸員に出す一つの条件に現地民を使用するような条件を付して諸員に出すつもりでございます。全部が全部というわけには参りかねると思ひますが、工事の施行に差支えない範囲内において、恐らく現地の人間も、勿論いわなくても相当の人を使つておると思いますが、そういう諸員を付ければ、もつとたくさんの人を使つてゆくようになるのじやないか、こう考へております。

○成瀬橋治君 仕事が遅々として進まないのは、資金の関係もありまして、とかく設計とかそういうことが手聞取つてできないというふうなことがあるからだと思ひます。で、建設省は増員しない。或いは愛知県ばかりではござりませんが、三重県なども、県庁関係の技術者を集めて、大体二百人ぐらいの人を増員して、そういうふうなことをやるのだというふうな話を、水害対策委員会のほうで聞いてお

るわけですが、大体そのくらいで、あなたの方で約三年ぐらいにおいて完成するということで、それができる自信があまりなんでしょうか。

○政府委員(南好雄君) 答へ申上げます。政府が今行政関係につきましても、極力生産的な方面の節約を図っておりましては、これだけの大きな仕事をいたします人間が要らんとは決して……、それほど暇な人間を抱えておるわけではないのでございますから、本当はもう少し人が欲しいのでございます。欲しいのでございますが、建設省も政府の一部門でございますので、政府全体の一つの制約というものを頭に入れます。今おる人間を使い、且つ愛知、三重、静岡の土木部の人達に協力を求めましてこの仕事をやつて行こうと、こういう態勢を一応とつて提案いたしましたようなわけなんです。でございます。来年の三月までに、大體設計それから請負に出す一時工事で、いわゆる仮工事の本締切りというようになつて参りますので、恐らくは二百名の人間で十分と申しませんけれども、趣旨が趣旨でございますから、私は参ると思ひます。来年度になりましてどうしても事実上支障がある場合には、又改めて必要な人間をよく調査いたしまして、増員の措置に出なければならぬかと考えております。併し今のところはできるだけ現員を以つてともかくやり抜こうという決意を持って進んでおる次第であります。

○成瀬清治君 ですから、その請負に出される場合に、指名になるか、公開入札になるか、私はよくわかりませんが、けれども、今まで建設省のやつてお見え

になつた慣行というのを知りませんけれども、一ついかがわしい噂のないようにして置きたいと思ひます。愛知県にもそういう例をまま聞きますし、岐阜県の例で言うならば、儲けた儲けたという噂があつたが、それを掘り返してやるわけには行かない。ところが決壊してやはりそうであつたというようになれば、私は、国の事業にしろ或いは県が公共事業としてやつても、そういうものに対して不信を抱く。いわゆる政治に対して不信を抱くと思ひますから、私は一つ万々手落ちのないように、何と申しますか、監督と申しますか、そういうような点については十分一つ御留意を願ひたいと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質問ございませんか、ほかに御発言がないようですが、本法律案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) それでは質疑は終了いたしましたので、本案に対して御意見のあるかたは一つ賛否を明らかにして意見を述べ願ひます。

○上原正吉君 本案は附論を省略いたしましたので採決に入らねんことの動議を提出いたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは附論を省略して採決に入ることになりました。建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、政府提出原案通り可決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございます。本法律案は政府提出通り

可決することに決定いたしました。なお本会議に対する委員長報告の案文等については前例によつて委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは本規則によりまして本案を可とされました諸君の署名をお願いいたします。

多数意見者署名  
竹下 豊次 成瀬 清治  
松原 一彦 野本 品吉  
上原 正吉 白波瀬 米吉  
井野 碩哉

○委員長(小酒井義男君) 御署名願ひでございます。御署名願ひないものと認めます。

○委員長(小酒井義男君) それでは引續いて行政機構の整備等に関する調査を議題といたします。行政審議会の村瀬会長より審議会における答申につきまして説明を受けることといたします。

○説明員(村瀬直義君) 私、村瀬でございます。行政審議会は昨年七月の行政機構改革によつて行政管理庁に設置せられました諮問機関でありまして、委員の任命を見ましたのは昨年の十二月二十四日であります。そうして政令がございまして、それに基づいて現在の委員は本年の十二月二十三日を以てその任務を終了することになつておるのでございます。審議会は、委員の発令を見ますと直ちに十二月二十五日に第一回の会合を開きまして、その席上、会長に私が、それから会長代理に荒井誠一郎さんが指名をせられました

議事を開き、行政制度の改革と行政運営の改善と、二つの項目に亘るところの諮問に接しまして、制度部会及び運営部会をその内部に設置いたしました。前者の部会長には互選によりまして私が、後者の部会長に荒井誠一郎さんがそれ、就任をいたしましたことになりました。運営部会の審議につきましては、その後着々結論に到達しつつあるものであります。近く何分の答申をいたす段取になつておるのでございまして、制度部会におきましてはその後現在に至るまで合計二十回余に亘るところの会議を重ねまして、総会にかけ二つの答申を提出いたしました次第でございます。これにつきまして、その審議経過並びに内容の概略を御説明いたしたいと存じます。

制度部会におきましては各行政機関別に実情を調査いたしました。審議する方針の下に、先ず総理府の現行機構から審議を始めたのでございまして。この審議に当りましては、相当時間を費して、総理府の各外局等について詳細な検討を加えました結果、その機構には相当改善を要するものがあると認めましたので、その改革に関する答申を別紙お手許に……、提出するように取りまとめたのでございまして。他方、政府部内におきましても、引續き行政の改革に関する措置が始められていたものであります。前国会の頃から急に全面的な行政改革を実施する方針が具体化いたしました。内閣に臨時行政改革本部が設置せられ、そうして具体案の検討をお始めになつたのでございまして。従つて私どもの提出いたしました右の答申を直ちにその検討に付せられた模様でございます。制度部会とい

しましては、右の総理府に引續きまして順次各省庁に関する審議を継続いたす予定でありましたところ、政府の行政改革が右に述べましたように急に短日月の間に具体化する方向に進む情勢と相成りましたので、審議会といたしましては行政管理庁長官と御協議をいたしました。政府も右の施策に同調をして、できる限りこれに協力することと必要と認めました結果、若干従前の予定を変更いたしました。右の答申において取上げました総理府の部分も含まれて、行政改革の全般に関する意見を至急取りまとめることにいたしましたのでございまして。右のような次第で、先ほど、即ち十月二十三日に答申の第二号として行政制度の改革に関する答申というものを提出いたすようになった次第でございます。

右の答申の作成に当りましては、すべての行政機関について改めて個別的に審査検討することを避けたのであります。ただ三つの公社及び五つの現業、官業の現業につきましては相当詳細な検討を必要と認めましたので、特に荒井誠一郎氏を委員長といたしまして小委員会を設けまして、極めて短期間ではありましたが、その期間相当頻繁に会合を重ね、それ、実情を聴取いたしました。慎重に審議を重ね、結局これを含めて、次に申し上げますような概括的意見を取りまとめた次第でございます。

行政審議会の審議の経過は以上申述べました通りでございますが、今ここに右の行政制度の改革についての答申、これの大綱について御説明を申し上げます。

先ず答申の前文といたしまして次の

行政審議会の審議の経過は以上申述べました通りでございますが、今ここに右の行政制度の改革についての答申、これの大綱について御説明を申し上げます。

先ず答申の前文といたしまして次の

行政審議会の審議の経過は以上申述べました通りでございますが、今ここに右の行政制度の改革についての答申、これの大綱について御説明を申し上げます。

ように述べております。即ち、現行行政制度につきましては、従来数次に亘つて行政整理が断行せられたのでありますが、未だ十分にその効果を収めておらず、認めがたいこと。

及び、独立二年後の我が国の直面したとしておる内外の情勢に顧みまして、我が国の自主自立態勢にふさわしい簡潔且つ能率的な、而も我が国の実情に適合した行政制度を樹立する必要が認められます。この際、行政全般に亘る改革を断行すべきことを要望いたしておるのであります。而して行政改革の進め方につきましては、先ず行政事務の改善と、事務処理方式の改善等を行ひまして、これに伴つて行政機構の改革と余剰人員の整理縮減をなすべきものとしたしておるのであります。

先ず行政事務の整理につきましては、占領管理下に始められました施策であつて、独立後の我が国力にふさわしくないと認められざるもの、その他緊急性の認められない事務を整理する方向を示しました上、その方法といたしまして、行政事務を規制いたしてあります。各種法令の整理、改廃を考へるべきこと、及び事務整理は各級の施策に亘り詳細且つ具体的検討を要するものであります。関係上、これを主管各省の努力に期待することが實際的であると考へまして、かかる省の努力を統制結果する方法として、内閣は各省を通じて制り出すべき一定の割合の過剰人員の目標を統一することを示唆いたしておるのであります。併し、これによつて従来のいわゆる天引き整理がややともすれば陥る弊害であつたところの事務の縮小を伴わない人員の

整理に随することのないように、この点は特に明確に注意を促してあるのであります。

次に事務の整理につきましては、国と地方公共団体とを通ずる総合的行政整理の実を遂げるための基準を列挙いたしました。国と地方公共団体との間に行政事務の再配分を行うべきこと。及び、この場合、国の事務を地方公共団体に移すに当りまして十分な財源の確保をいたすべきこと。府県における機関委任事務の処理方式につきまして実情に即した方向をとりましますこと等を指示いたしておるのであります。

次に五現業即ち郵政、国有林野、印刷、造幣、アルコール専売等の国営企業については、主として作業能率の向上を図り、経営の合理化を促進いたします。このため、人事、給与、定員、組織、会計等の管理方式に関し、企業官庁等の特殊性を考慮すると共に、そのための必要とする特別の監督その他の措置を講じ、その限りにおいて一般行政官庁に對すると同一の規制をなすことを排除すべきことを指示いたしておるのであります。

次に鉄道、専売及び電信電話の公共企業体につきましては、その実効性について相当の異論もあつたのであります。先般後にお目が見え、新しい制度である事業に顧みまして、差当りこれを改善する方向に進むべきことを指示いたしておるのであります。右の公共企業体については、公共企業体は方向をいたしましては、公共企業体はもともと国家財産をその出資総額とするものであります。ただ事業の企業理的処理のために独立の法人格を与えられたものでありますから、企業の目

主性は十分認めらるべきではあります。が、経営者がこれを私有物するがごとき考え方、或いは絶対に排除しなければならぬという見地から、その公共的責任と必要な国家の監督を確保し、その経営を合理化すべきであるとして、現行制度に對して再検討すべき諸点を具体的に列挙してあります。

次に事務処理方式の改善につきましては、最小の経費と人員で最大の行政効果を上げるように事務処理方式の簡素合理化を行うべきであるとし、その具体的方法として、共管事務、重複事務又は類似事務の整理統合、共通事務の集中、内部管理事務の簡素化、行政機関の内部組織の簡素化、権限の明確なる内部委任及び事務処理方式の標準化、機械化、等の方向を指示いたしてあります。

以上、行政審議会におきます審議の経過の概況並びに最後に申上りました答申の概要について申上げた次第でございます。

このほか行政運営につきましては、只今行政運営法案について審議をいたしておりましたが、これもまたより次第に政府に答申をいたしたいと考えておる次第でございます。

次に総理府のほうの答申の第一号のほうについて簡単に御説明申上げたのと存じます。この総理府の改革の大体の視点は、各省に共通する事務或いは各省のいづれにも関係ある企画、事務を主たる内容としたし、事務の、例えば行政官庁と行政審議府の事務の一部、こういうようなものは、これを大體その内閣の補佐部局に移し、これを各省に振り向ける。こういうふうにして内閣の機構を簡素化して行くことが適當である。

とか調達し、これは各省に属せしむることが適當でない或いは各省に属せしむることが困難であるというふうなものを、一應総理府の所管に属せしめておられますが、こういうようなものはできるだけ事の性質に応じて総理府から離して各省に属せしめる。こういうふうな構想に基いて整理をしたらどうだろうかということに基いてきております。

それから総理府に關する答申の分は、先ほど申しましたように、各局局につきまして詳細にその事情を取調べまして、いろいろこれについては議論があつたのでございます。ところが、これらにつきまして、その各機關をどこへ属せしめるかというふうなことにござりまして、答申の中には結論をすぐに出さないで、政府のほうにお任せしておきます。答申の中には結論をすぐに出さないで、政府のほうにお任せしておきます。答申の中には結論をすぐに出さないで、政府のほうにお任せしておきます。

なお、この際、附加して申上げます。行政審議会が審議をいたした際に、科学技術行政を所管する部局を新たに設けることが必要であるというふうな議論がございまして、

て、これについていろいろ／＼それに対する意見がありました。と、かく科学技術行政を所管する一部局を何らか設けるというようなことは考慮に値する問題である。ただこれをどういうふうにして具体的に構成するかは次に残された問題として、ただ問題の重要性だけを指示しよう。結論においてはさうなっておりますが、これについては審議の途中においていろいろ／＼議論があつたということが述べられておるのでございます。

それから先ほど申述べましたように、総理府に残りますもの、即ち内閣の輔佐部局に移しますものは移します。それから又各省に移管いたしますものは移管いたしますが、とにかく総理府にはなお相当の部局が残りますから、総理府の事務を先ず担任をいたします者として総務長官というものを新たに設けて、その総理府の全体を統括して行く、こういうふうにしたらばどうか。それから人事院につきましては、現在その独立性が不当に強いというふうな考えられますので、尤も人事院の機構の中にはいろいろの機構がございまして、独立して機構を営ましめる必要のあるそういう機構につきましては、別に一つの行政委員会、人事委員会というふうなものを設けると同時に、一般の行政に關連のある事務につきましては、総理府の中に、一つの人事局と申しますか給与局と申しまするか、そういうような性質のものを設けたらどうか。二つに分解してそういうふうな考へて行つたならば性質がはつきりするではなからうか。こういうふうな考へておられますのでござい

ざいます。まあ非常に不完全な御説明であつたと思ひますが、大体そういうふうな考へ方で、でき上つておりますのでございませぬ。

○委員長(小酒井義男君) 以上の村瀬会長よりの説明について、何かお尋ねになる点がありましたら御質問願ひいたします。

○説明員(村瀬直憲君) まあ私どもは、これは大体の考へ方といたしましては、行政整理というものは現在非常に必要なのである。而して政府においては、行政事務について非常に熱心に事務を進めておられる。併しなからこの仕事は非常にむずかしい仕事でありますから、我々のような民間の者が集まつております審議会においても、できるだけこれに對してお力を添えて行きたい。それについては、大體の根幹になるような事項を審議会において答申をいたしておきまして、その具体的な実行方策は、これは内閣において、政府においておやりになるよりほかにと思ひますが、それに力を与える意味において抽象的方針となるようなものについて答申をいたしまして、その答申の具体化を政府においてなさるようになしておきます。ならば、この困難な行政整理の仕事が多少なりとも外部からお助けができるのではなからうか。こういうふうな考へ方において全体が成立つておりますのでございませぬ。

○竹下登次君 ちよつと抽象的な方針が大體明示されておるようでありますが、具体的にどの省をどういふうにすべきであるとか、どの外局をどういふうにすべきものであるとかいふような、そういう具体的な問題につ

いてはちよつともお触れになりませぬので……。

○説明員(村瀬直憲君) それはいろいろ議論がございませぬし、みんないろいろの意見を持つておりますけれども、もう現在の情勢において非常に差迫つておりますので、従つて政府とまち／＼の意見が出て行くことは適当でないと思ひましたので、そういう内容に入りませぬよりも、むしろその抽象的な方針を示して、そして政府にお助けをいたし、こういう考へで出てお

りますものから、答申案として具体的なものをどうしようかというこ

とが出ておられませんのでございませぬが、その趣旨はそういうふうなことでございませぬ。で、その具体的なものをどうしようかという問題は、只今非常に政府において一生懸命考へておられますので、それを二元的に行政

審議会において答申をすることはどうも適当でない、こう考へましたので、その点は避けておるのでございませぬ。

○竹下登次君 正式には抽象的な答申になつておるわけでありませぬけれども、審議会の会議の途中いろいろ／＼な議論が具体的に意見の交換が或る程度あつたのではないと思ひますが、政府のほうではその辺のことはよくや

はりその席に同席されて聞いておられたわけでありませぬか。

○説明員(村瀬直憲君) それは或る程度いろいろ／＼時に際して議論はございませぬけれども、勿論政府のほうでも御参考にはなされると思ひますけれども、正式の意見の決定とはなつておりませぬですから、その点だけは一つ御了承願ひいたします。

○竹下登次君 審議会の開かれておる

際、政府の大臣以下の人たちは、どういふ人が……、やはり何か傍聴でもしておられたことじやないかと思ひます。

○説明員(村瀬直憲君) これは、審議会の考へ方と、それから政府のほうの考へ方とが食い違ふことは非常に適当でありませぬので、政府とも常に緊密な連絡をとつて参りました。政府としては、その政府のほうの行革本部において、行政管理庁が中心になつてやつておられますが、行政審議会として

も常に行政管理庁の首脳部とは緊密な連絡をとつて審議を進めて参つておりますのでございませぬ。審議会には、長官を初め次長、政務次官、それから管理部長の首脳部が大体において差支えない限り御出席を願つておりますのでございませぬ。従つて大體において

両方の方針が食い違ふというふうなことは先ずなからうと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 最後の、この答申の人員整理の第二項の天引整理を行うべきではないかという前提の下に、終りのほうに行つて、各省庁に對する共通の整理率による整理定員を要するといふのは、これはどういふふうな考へ方ですか。

○説明員(村瀬直憲君) つまり第一乃至第三の措置を伴わないところの無差別天引整理、この天引整理にしまして

も、過去の突例によりまして直ぐ復活するのでございませぬ。それは、第一乃至第三の措置を伴わないところの無差別の天引整理をやつておりました、ややともすれば、そういう結果にな

る。併しながら、他面において、整理して行きます場合において各省でまちまちになつてはいけません。従つて共通

の整理率を設けるといふことは必要なんです。併しその場合においても、やはり第一乃至第三の措置を伴つて来るような整理をやらなければ、直ぐに元の通り復活して、却つて害をなすだろ

う、こういう考へなんでありませぬ。

○委員長(小酒井義男君) それから定員法の中に入つておらない非常勤の職員がたくさんあるわけですが、この非常勤職員の問題について何か審議会でお考へになつたことがありませんか。

○説明員(村瀬直憲君) それは先ほど申しましたように、具体的にどういふ整理の一番最後の項にもございませぬように、定員外の職員についても前各項の趣旨に従つて検討するといふふうにしておるのでございませぬ。お話のように、非常勤勤務者と申します定員外の職員は、時と共に雇えて参りますので、どうしてもそれに対しては適當な措置を講じなければいけません。このやり方につきましてはなからうか、むずかしい問題でございませぬが、大體定員内の職員について、本答申において申述べましたような趣旨に従つて定員外の職員についても善処してもらいたいといふことを申しておるのであります。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質問ございませぬか。

○松原一彦君 只今御説明を承つていろいろお聞きしたいことが多い、特に政府と方針が違ふないよう打合せた上での御答申というものは、私はいささか腑に落ちないものがある、むしろこれは行政審議機関が独立の権威を持つて、この日本が戦後歴大になり複雑化した行政機構に対して大きなメスを入

るべきではないかと思ひます。

○説明員(村瀬直憲君) それは或る程度いろいろ／＼時に際して議論はございませぬけれども、勿論政府のほうでも御参考にはなされると思ひますけれども、正式の意見の決定とはなつておりませぬですから、その点だけは一つ御了承願ひいたします。

○竹下登次君 審議会の開かれておる

際、政府の大臣以下の人たちは、どういふ人が……、やはり何か傍聴でもしておられたことじやないかと思ひます。

○説明員(村瀬直憲君) これは、審議会の考へ方と、それから政府のほうの考へ方とが食い違ふことは非常に適当でありませぬので、政府とも常に緊密な連絡をとつて参りました。政府としては、その政府のほうの行革本部において、行政管理庁が中心になつてやつておられますが、行政審議会として

も常に行政管理庁の首脳部とは緊密な連絡をとつて審議を進めて参つておりますのでございませぬ。審議会には、長官を初め次長、政務次官、それから管理部長の首脳部が大体において差支えない限り御出席を願つておりますのでございませぬ。従つて大體において

れる一つの示唆をお与えになることを私どもは期待しておつたのでありますから、そういう点につきましては若干これを拝見して私は遺憾の点もありませんけれども、御質問申上げるとすれば、もう少し私どもにもこれを説きまして貰ひて考える期間を与えて貰きたいと思ひますので、今日の審議はこの辺にとどめて頂きたい。

なお明日は、先般審議の途中で新しく資料を得ました恩給金庫の設置に關する当面の進行状態として、国民金融公庫が十月二十日から低利の金融を始めおるといふ事案がある。これを若干調査して見るという、名目的な出発であつて、その内容には非常に苦しいものを持つておるといふ事案もあるかに仄聞します。この当事者を招致して意見を聞き、懇談もいたしたいという希望を持つてあります。お取計らいをお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは行政機構整理等に關する調査の件につきましては、本日は説明をお聞きいたしましたので、後日改めて又委員会からお願ひをして質疑を重ねることになります。

なお只今恩給金庫に關する問題について、委員会においてこの調査を進めるようにと御発言がありました。が、会期が延長になることがまじりましたら、委員長のほうで關係者一つ御出頭を求めて、明日説明を聴取するということに手続をいたしたいと思ひますが、それでよろしいと思ひますか。

○委員長(小酒井義男君) それではさ

ように決定いたします。

○委員長(小酒井義男君) 次に本委員会に付託されました請願一件を議題といたします。先ずこの内容について杉田専門員から御説明をして頂きます。

○専門員(杉田正三郎君) 文書表の第百六十五号に恩給金庫復活に關する請願というのが現われておりまして、これが当委員会に付託になつておるのでございますが、この種の請願はすでに前にも当委員会に付託になりました。当委員会ではこれを採択して内閣に送付すべきものというような御決定がありますので、これは同趣旨の請願でございますから、その点は御了承下さいまして結構かと思ひます。要するにこの趣旨は、恩給法の中には一応恩給金庫の途が開かれてはいるけれども、この恩給金庫は現存してあります。金融機関が片手間に処理し得るような程度のものでなくして、真に受給者の利用に便であつて、その福祉に寄与し得るものであるためには、別途独立した恩給の金融機関の必要があるから、恩給制度の完壁を期するために恩給金庫を復活して頂きたいという趣旨のものでございます。前に出ておりました請願と同趣旨でございます。

○野本品吉君 只今の請願は私も誠に実情に即した請願であると思ひますので、私はこの際当委員会において採択すべきものであると、かように考えます。

○委員長(小酒井義男君) それでは本請願を採択することに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) それでは本請願を採択することに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 採択と決定をいたします。

午後零時三分散会

十一月二日日本委員会に左の事件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十月三十一日)

十一月二日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給金庫復活に關する請願(第一六五号)

第一六五号 昭和二十八年十月三十日受理

恩給金庫復活に關する請願  
請願者 群馬県高崎市請地町三八 野口俊太郎君

紹介議員 伊能 芳雄君

今回の恩給法中は一応恩給金庫の途がひらかれてはいるが、この恩給金庫は現存する金融機関が片手間に処理し得るような程度のものでなく、真に受給者の利用に便にしてその福祉に寄与し得るものであるためには、別途独立した金融機関の必要があるから、恩給制度の完壁を期するため、恩給金庫を復活せられたいとの請願。

昭和二十八年十一月二十一日印刷

昭和二十八年十一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局